

障害のある方もない方も、共に支えあい、 誰もが、しあわせを実感できるまちに





~12月3日から9日は障害者週間です~

市では、市民の皆さんが障害のある方々への理解を深め、誰もが過ごしやすいまちを実現するために、さまざまな取り組みを実施 しています。 ■問い合わせ 障害福祉課(内線699)

障害のある方々の ある風景

仕事を通じた地域との交流

障害のある方々が、作業所などで生活場面や就労に向けた支援を受けながら、和菓 子製造・販売や駅前清掃、フラワーセンターでの花の育成などさまざまな活動に携 わり、市のまちづくりに貢献しています。また、自治会などとの交流による、やり たいことの話し合いや多くの経験・体験をとおして「一人ひとりが希望する暮らし の実現」に向けて活動しています。



会を実施しています



な相談会を実施しています。予約不要です。ぜひご利用ください。

就職を希望する障害のある方へ

●就労相談会

「働きたいが、何から始めたらいいか分からない」「今後、仕事を続 けていく自信がない」など就職を希望する障害のある方の相談を受 け付けています。

と き 偶数月の第4金曜日、午後1時~4時 ※次回12月22日(金) ところ 市役所 ※都度お問い合わせください

身体障害のある方へ

身体障害者相談会

と き 毎月第3土曜日、午後1時~4時 ※次回12月16日(日)

ところ 心身障害者福祉センター(電話:445-1828)

知的障害のある方の保護者へ

● 知的障害者相談会

と き 3、9月の第3金曜日、午後1時30分~3時 ※次回12月22日(金) 6、12月の第4金曜日、午後1時30分~3時

ところ 市役所 ※都度お問い合わせください

障害による差別のない共生社会の実現に向けて

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害者の社 会的障壁(バリア)を取り除くための「合理的配慮」の提供が、これま での「努力義務」から「義務」となります(令和6年4月1日から)。

「合理的配慮」とは

障害のある方から社会的障壁(バリア)を取り除くための対応を 求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うことです。 求められた対応ができないときは、障害のある方にその理由を 説明し、別の方法を提案するなど、話し合うことが大切です。

令和5年度

瞳がい者アート展を開催します



今年度は、例年よりも規模を拡大し、障害のある方々が制作した文 化芸術作品を展示します。ぜひ、この機会に障害のある方々の作品 を心に感じてみませんか。

と き ①12月3日(日)~8日(金)、午前9時~午後5時

②12月3日(日)~10日(日)、午前10時~午後4時30分

ところ ①市役所2階 ロビー ②郷土博物館3階 ロビー



手話などに関するお知らせ

市では、手話が言語であることを認識し、手話を使いやすい環境をつくっていくために、令和3年4月1日に「戸田市手 話言語条例」が施行されました。手話を学ぶ講習会の開催や、「広報戸田市」の「手話でコミュニケーション」コーナー(今 月号は31ページ)、市公式YouTubeの「手話チャンネル」など、さまざまな形でコミュニケーション手段としての手話 を皆さんにお伝えしています。また、障害福祉課では手話通訳者を配置し、市役所各課での手続きを支援しています。





YouTube #手話チャンネル #戸田 検索



手話通訳者を派遣します

手話と音声言語でのコミュニケーションが必要な時はご利用ください。手 話から音声言語、音声言語から手話、どちらにも対応できます。

問い合わせ 市手話通訳者派遣事務所(心身障害者福祉センター 1階)

FAX: 441-5031 電話: 445-1828

依頼受付 月~金曜日、午前8時30分~午後5時15分

(祝日、年末年始を除く)

要約筆記を行います

音声言語を文字に変換して伝えます。紙に書く方法のほか、大人数が 集まるところではパソコンなどを使い、スクリーンに映し出して伝えます。

問い合わせ 埼玉聴覚障害者情報センター

FAX: 048-814-3354 電話: 048-814-3353

依頼受付 月~土曜日、午前9時~午後5時(祝日を除く)

※正午~午後1時は休憩時間